

# 介護福祉士受験対策講座

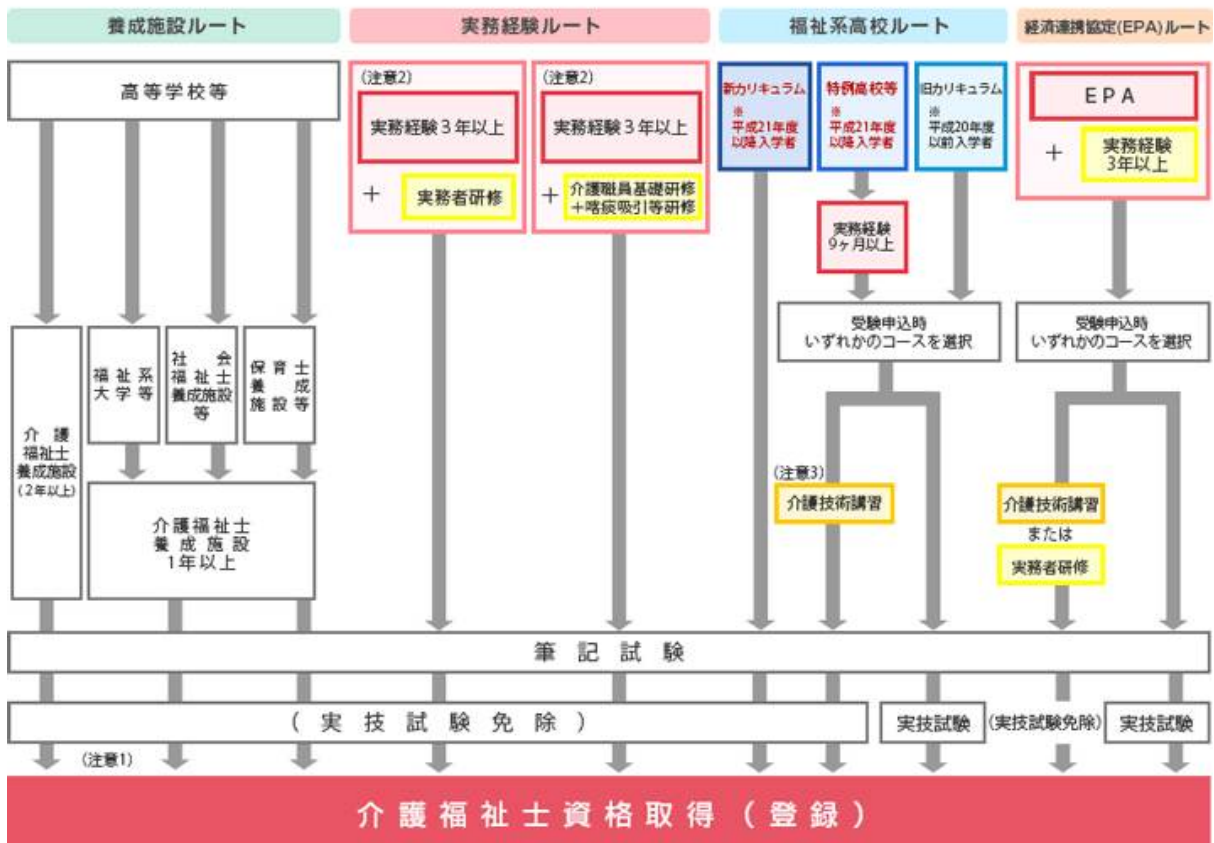
## ■介護福祉士国家試験とは

介護福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく名称独占の資格であり、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者を言います。

- ・「社会福祉士および介護福祉士法」に基づいて行われ、実施は厚生労働大臣に代わって財団法人社会福祉振興・試験センター（〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6  
TEL 03-3486-7521 ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>)が担当します。
- ・筆記試験は1年に1度行われます。（例年1月下旬実施）
- ・願書受付期間は 8月上旬～9月上旬まで
- ・願書「受験の手引」はハガキにて試験センターに請求します。7月上旬から配布予定
- ・受験手数料：15,300円（第30回参考）
- ・合格者の発表は3月下旬です。
- ・受験するには、受験資格が必要となります。

## 【受験資格】 \*平成29年度より大きく変更になりました

次のいずれかに該当する方は、受験資格があります。



(注意 1) 「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成 29 年度（第 30 回）から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となります。なお、養成施設を平成 33 年度末までに卒業する方は、卒業後 5 年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後 5 年間続けて介護等の業務に従事することで、5 年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。平成 34 年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。

(注意 2) 実務経験ルートで受験を希望する方は「実務経験 3 年以上」だけでは受験できません。

(注意 3) 平成 20 年度以前に福祉系高等学校（専攻科を含む）に入学し、卒業した方、特例高等学校（専攻科を含む）を卒業し、9 か月以上介護等の業務に従事した方が、「実技試験の免除」を申請する場合は、「介護技術講習」を修了する必要があります。

「実務者研修」の修了で実技試験が免除になるのは、「実務経験ルート」と、「経済連携協定 (EPA) ルート」の方のみですのでご注意ください。

## 実務経験（3 年以上介護等の業務に従事した方）＋実務者研修

(注意) 平成 28 年度（第 29 回）試験から下表の実務経験に加え、養成施設等における「実務者研修」の修了が必要になりました。

### 【業務従業期間・従事日数】

受験資格となる実務経験は、現に就労した期間・日数が次のとおり必要です。従業期間・従事日数の要件は、両方とも満たす必要があります。なお、従業期間・従事日数は試験実施年度の 3 月 31 日まで通算することができます。

従業期間 **3年** (1,095日)以上  
 かつ  
 従事日数 **540日** 以上

+

**実務者研修**

従業期間	実務経験の対象となる施設（事業）及び職種での在職期間。 （在職期間には、「産休、育休、病休」等の休職期間が含まれます）
従事日数	雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数。 （年次有給休暇、特別休暇、出張、研修等により実際に介護業務に従事しなかった日数を除きます。） （注意）1 日の勤務時間は問いません。
重複した 従事日数等 の扱い	・同一期間内に複数の事業所等に所属する訪問介護員等が、同じ日に複数の事業所で介護等の業務を行なった場合は、従業期間・従事日数は 1 日として扱います。 ・同一期間内に複数の事業所等に所属する方は、それぞれの事業所等の「従事日数内訳証明書」（指定様式）が必要です。
受験資格 見込み	受験申し込み時に実務経験を満たしていなくても、試験実施年度の 3 月 31 日までに従業期間・従事日数が上記の日数以上となる見込みの方は「実務経験見込み」として受験できます。

## 【介護等の業務とは】

「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行ない、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行なうこと」をいい、厚生労働省がその範囲を定めています。

実務経験の詳細については「実務経験の範囲」を参照してください。

(注意) 受験資格は、国籍、性別、年齢、学歴等の制約はありません。

## 【試験概要】

### 1 試験日

#### ★第31回試験（予定）

- 筆記試験           平成31年1月下旬
- 実技試験           平成31年3月上旬

### 2 受験申込書の受付期間

#### ★第31回試験（予定）

平成30年8月上旬から9月上旬

### 3 試験地（第30回参考）

#### (1)筆記試験（34試験地）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

#### (2)実技試験（4試験地）

北海道、東京都、大阪府、福岡県

### 4 試験科目（第30回参考）

#### (1)筆記試験（11科目群）

- ①人間の尊厳と自立、介護の基本
- ②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
- ③社会の理解
- ④生活支援技術
- ⑤介護過程
- ⑥発達と老化の理解
- ⑦認知症の理解
- ⑧障害の理解
- ⑨こころとからだのしくみ
- ⑩医療的ケア
- ⑪総合問題

## (2)実技試験

介護等に関する専門的技能

## 5 受験資格（第30回参考）

- (1)介護福祉士養成施設（2年以上）を平成29年4月以降に卒業（修了）した方（注意1）
- (2)介護福祉士養成施設（1年以上）を平成29年4月以降に卒業（修了）した方（注意1）
- (3)3年以上（従業期間3年以上、従事日数540日以上）介護等の業務に従事した方（注意2）で、実務者研修を修了した方（注意3）
- (4)3年以上（従業期間3年以上、従事日数540日以上）介護等の業務に従事した方（注意2）で、介護職員基礎研修と喀痰吸引等研修（第1号研修または第2号研修）を修了した方（注意3）
- (5)福祉系高校を平成21年度以降に入学して、新カリキュラムを履修して卒業した方（注意1）
- (6)特例高校（高校：平成21～25、28～30年度・専攻科：平成21～25、28～31年度に入学）して、卒業した翌日後に9か月以上（従業期間9ヶ月以上、従事日数135日以上）介護等の業務に従事した方（注意2）
- (7)福祉系高校を平成20年度以前に入学して、旧カリキュラムを履修して卒業した方
- (8)経済連携協定（EPA）であって、3年以上（従業期間3年以上、従事日数540日以上）介護等の業務に従事した方（注意2）
  - （注意1）平成30年3月31日までに卒業する見込みの方を含みます。
  - （注意2）平成30年3月31日までに従事する見込みの方を含みます。
  - （注意3）平成29年12月31日までに修了する見込みの方を含みます。

## 6 合格発表（第30回参考）

平成30年3月28日（水曜日）

## 【介護福祉士国家試験出題基準】

### (1) 出題基準の基本的性格

出題基準は、試験委員が試験問題（課題）を作成するために用いる基準であることから、次のような基本的性格を有する。

- ア 出題基準は、あくまでも標準的な出題範囲の例示であって、出題範囲を厳密に限定するものではなく、また、作問方法や表現等を拘束するものではない。
- イ 介護とは、単に技術的な営みではなく、人間的・社会的な営みであり、総合的・多面的に理解されるべきものであることから、4領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）を横断する総合問題を出题する。
- ウ 出題基準公表後の法改正による制度の重大な変更等、出題基準にない事項であっても、介護福祉士として習得すべき事項については、出題することができる。
- エ 関係学会等で学説として定まっていないものや、論議が分かれているものについては、その旨を配慮した出題を行なう。

### (2) 大・中・小項目の位置付けと関係

- ア 大項目は、中項目を束ねる見出しであり、試験科目全体の範囲を示すものである。

- イ 中項目は、試験の出題内容となる事項であり、試験問題はこの範囲から出題されることとなる。なお、中項目は、出題基準として、試験問題の出題範囲という観点から配列されているため、学問的な分類体系とは必ずしも一致しない。
- ウ 小項目は、中項目に関する事項をわかり易くするために例示した事項である。
- エ 出題は、この出題基準に盛り込まれた事項に限定されるものではなく、法律、政省令等に規定されている事項、厚生労働白書などの公刊物に記載されている事項などからも出題される。
- オ 実技試験課題は、出題基準の中項目に掲げられた項目から一課題として出題される。

## 【介護福祉士国家試験合格基準】

### (1) 筆記試験の合格基準

次の2つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。

- ア 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。
- イ アを満たした者のうち、以下の試験科目11科目群すべてにおいて得点があった者。

- [1] 人間の尊厳と自立、介護の基本
- [2] 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
- [3] 社会の理解
- [4] 生活支援技術
- [5] 介護過程
- [6] 発達と老化の理解
- [7] 認知症の理解
- [8] 障害の理解
- [9] こころとからだのしくみ
- [10] 医療的ケア
- [11] 総合問題

(注意) 配点は、1問1点の125点満点である。

### (2) 実技試験の合格基準

課題の総得点の60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。